

社会保険事業状況（平成20年2月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成20年2月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,989万9千人、法第3条第2項被保険者1万1千人、船員保険6万3千人である。前年同月と比べてみると政管健保は33万9千人（対前年同月比1.7%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同16.0%減）、船員保険は1千人（同1.4%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加傾向にある。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。

また、平成20年2月末現在の政管健保適用の事業所数は158万（対前年同月比2.2%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.2%減）、平成20年1月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同10.2%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

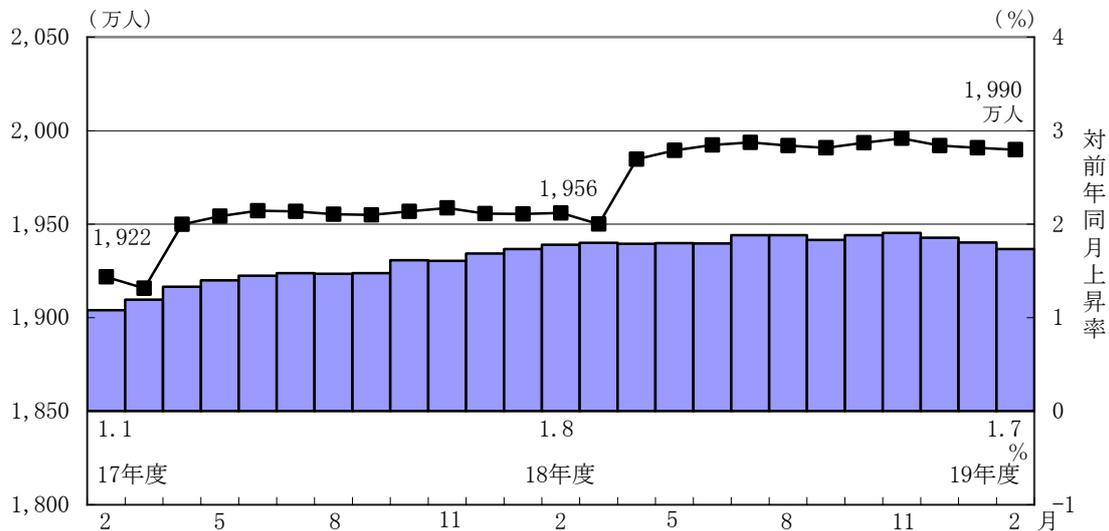


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

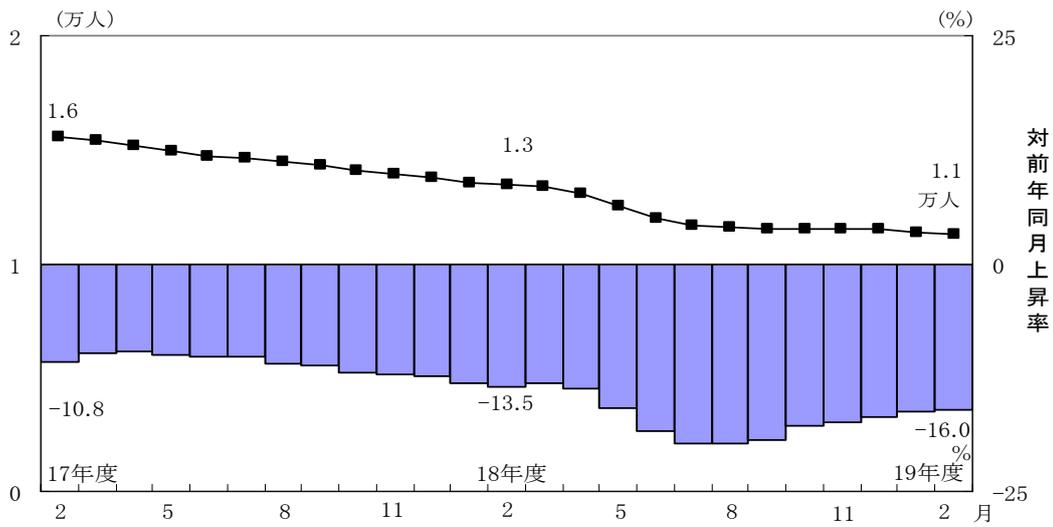
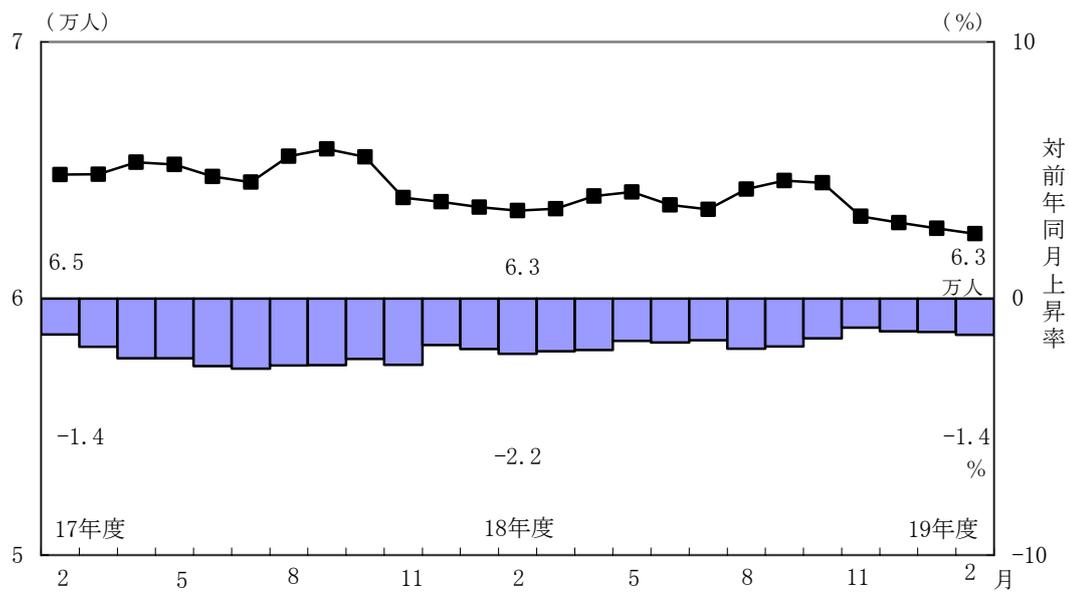


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成20年2月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万5,716円（対前年同月比0.8%増）であり、船員保険39万1,924円（同2.7%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成20年1月末の賃金日額の前平均は1万3,628円（同5.5%増）である。

平成20年2月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保4万1千か所、法第3条第2項被保険者4か所、船員保険の船舶所有者数10か所となっている。被保険者数は、政管健保46万4千人、法第3条第2項被保険者16人、船員保険109人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保26万8千円、法第3条第2項被保険者4万9千円、船員保険60万7千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成20年2月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,311万8千人（対前年同月比2.0%増）、法第3条第2項被保険者9千人（同24.0%減）、船員保険6万9千人（同3.5%減）である。

平成20年2月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万6,177円（対前年同月比0.7%増）、船員保険42万0,816円（同3.1%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成20年1月末の賃金日額の平均は1万3,413円（同3.4%増）である。

(2) 給付状況

平成20年2月の保険給付費は、政管健保3,570億4千万円（対前年同月比5.9%増）、法第3条第2項被保険者分1億8千万円（同22.9%減）、船員保険21億7千万円（同9.3%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同4.0%増）、法第3条第2項被保険者1万6千円（同8.3%減）、船員保険3万5千円（同10.9%増）である。

(3) 診療費の状況

平成20年2月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は、政管健保3,447億2千万円（対前年同月比4.5%増）、法第3条第2項被保険者分1億7千万円（同25.7%減）、船員保険17億6千万円（同4.7%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成20年2月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	21,605	39,521	34,472	1.7	2.2	4.5
法第3条第2項	9	18	17	△ 27.8	△ 48.1	△ 25.7
組合健保	18,206	31,701	25,902	1.1	1.5	3.8
船員保険	89	178	176	△ 1.0	△ 1.1	4.7
共済組合	5,766	10,030	8,191	△ 0.2	0.3	2.5
小 計	45,675	81,448	68,758	1.2	1.7	4.0
国 保	31,535	68,827	70,813	2.4	3.5	6.6
老人保健	19,843	59,464	75,435	△ 0.0	1.2	4.7
合 計	97,053	209,739	215,006	1.3	2.1	5.1

(注) 1. 各制度とも審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成20年2月末現在の被保険者数1,989万9千人のうち、男子の被保険者数は1,238万5千人（対前年同月比1.4%増）、女子は751万3千人（同2.2%増）である。また、任意適用被保険者数は21万8千人（同3%増）で全体の1.1%である。

平成20年2月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万6,674円（対前年同月比1%増）、女子が21万8,198円（同0.6%増）で、女子は男子の66.8%となっている。

平成20年2月末現在の被扶養者数は1,651万1千人で、扶養率は0.830である。

(2) 給付状況

平成20年2月の保険給付費は、3,570億4千万円（対前年同月比5.9%増）となっており、うち、医療給付費は3,274億8千万円（同5.7%増）で保険給付費の91.7%を占めている。また、傷病手当金は134億4千万円で保険給付費の3.8%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成20年2月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は9,237円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は9,621円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,623円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が569.33、被扶養者が644.32、高齢受給者が1,409.49であり、1件当たり日数は、被保険者が1.78日、被扶養者が1.84日、高齢受給者が2.25日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,099円、被扶養者が8,097円、高齢受給者が10,624円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I-4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院:老人保健、高齢受給者を除く)

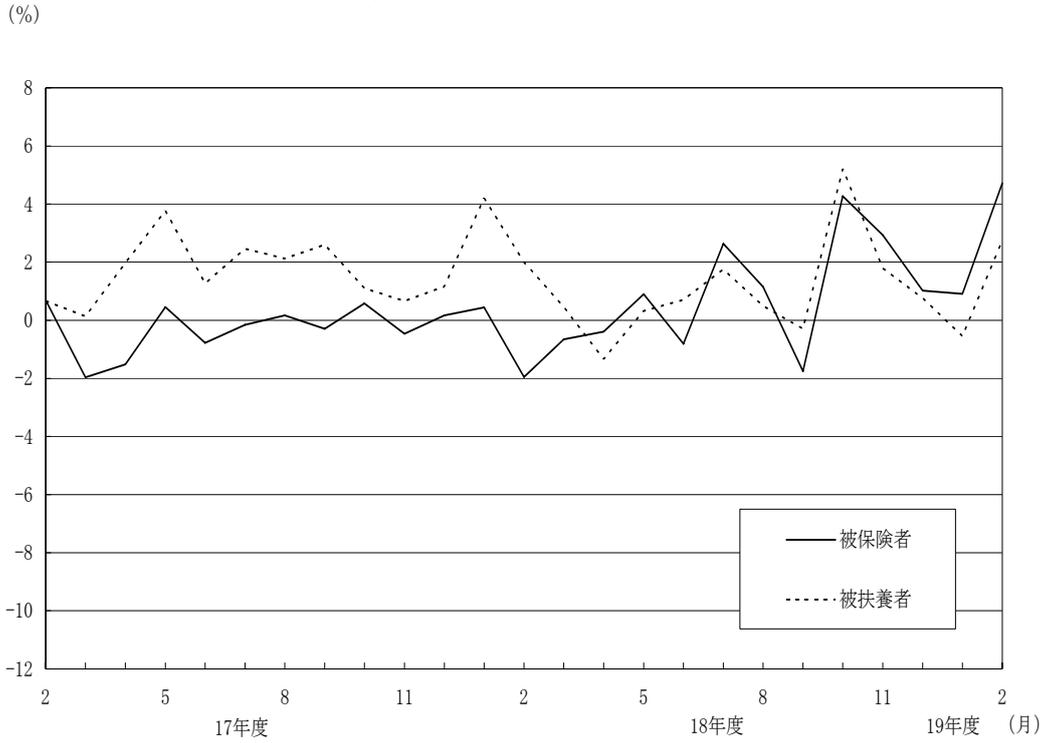
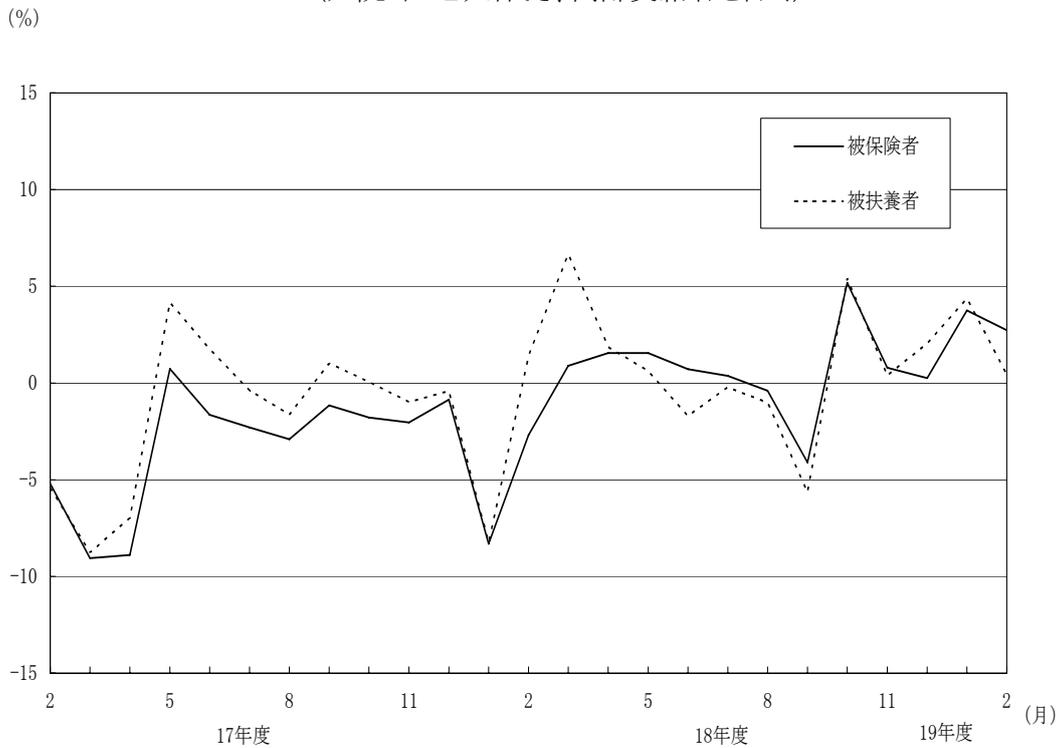


図 I-5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成20年2月末現在の被保険者数1万1千人のうち男子は9千人（対前年同月比10.5%減）、女子は2千人（同33.9%減）である。

平成20年2月末現在の被扶養者数は7千人で、扶養率は0.589である。

(2) 給付状況

平成20年2月の保険給付費は、1億8千万円（対前年同月比22.9%減）となっており、うち、医療給付費は1億6千万円（同23.3%減）で保険給付費の90.9%を占めている。また、傷病手当金は1千万円で、保険給付費の8.1%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成20年2月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は8,897円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は9,222円、高齢受給者の1人当たり診療費は20,948円となっている。これを三要素に分解すると、受診率(千人当たり件数)は、被保険者が454.38、被扶養者が483.51、高齢受給者が988.30であり、1件当たり日数は、被保険者が2.11日、被扶養者が2.03日、高齢受給者が2.54日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,260円、被扶養者が9,401円、高齢受給者が8,330円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成20年2月末現在の被保険者数6万3千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万人（対前年同月比0.3%増）、漁船（い）が1千人（同1.5%減）、漁船（ろ）が1万7千人（同3.2%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同10.6%減）である。

平成20年2月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万2,844円（対前年同月比1.1%増）、漁船（い）が37万9,148円（同0.1%増）、漁船（ろ）が35万9,637円（同7.4%増）である。平成20年2月末現在の被扶養者数は9万4千人で、扶養率は1.510である。

(2) 給付状況

平成20年2月の保険給付費は、21億7千万円（対前年同月比9.3%増）となっており、うち、医療給付費は17億3千万円（同6.6%増）で、保険給付費の79.7%を占めている。また、傷病手当金は3億6千万円で、保険給付費の16.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成20年2月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は12,537円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は10,513円、高齢受給者の1人当たり診療費は36,011円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が523.28、被扶養者が631.72、高齢受給者が1,302.16であり、1件当たり日数は、被保険者が2.11日、被扶養者が1.91日、高齢受給者が2.47日であり、1日当たり診療費は、被保険者が11,366円、被扶養者が8,716円、高齢受給者が11,192円である。